

公益財団法人北海道スポーツ協会 表彰規程

第1条 この規程は、公益財団法人北海道スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第5号に関することを定める。

第2条 表彰は、北海道におけるスポーツの健全なる普及振興に貢献したもので、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 多年にわたりスポーツの普及振興に寄与し、その功績の顕著な者、又は団体。
- (2) 多年にわたりスポーツ競技の指導者として、その功績の顕著な者。
- (3) 国際的又は全国的なスポーツ競技において特に優秀な成績を挙げ、その功績の顕著な者、又は団体。
- (4) スポーツ少年団活動において、その功績の顕著な者、又は団体。
- (5) 前各号のほか、本会会長が特に功績顕著と認めた者、又は団体。

第3条 前条第1号及び第2号に該当するものについて、特に功績の顕著なものに対し、堂垣内尚弘記念賞を授与する。

第4条 以下の各号に該当するものについて、第2条各号の規定によらず、南部忠平記念賞を授与する。

- (1) オリンピックにおいて、優勝したもの。
- (2) スポーツ競技の大会において、世界記録を更新したもの。

第5条 以下の各号に該当するものについて、第2条各号の規定によらず、堀達也記念賞を授与する。

- (1) オリンピックにおいて、2位・3位に入賞したもの。
- (2) 国際的大会において、優勝したもの。ただし、高校生以下においては3位以内に入賞したもの。
- (3) スポーツの分野において、国際的に前例のない功績・偉業を達成したもの。
- (4) 前号の他、北海道のスポーツ振興に特に寄与したと認められるもの。

第6条 表彰は、次の団体から推薦されたもの及び本会が特に必要と認めるものについて本会企画運営委員会において選考し、本会理事会の承認を受けて行う。

- (1) 第2条第1号及び第4号の表彰
加盟競技団体、加盟地方団体、地方体育・スポーツ協会連絡協議会
- (2) 第2条第2号及び第3号、第5号の表彰
加盟競技団体、加盟学校体育団体

第7条 表彰は、表彰状及び記念品を贈って行う。

第8条 表彰は、毎年1回行うほか、必要を生じた場合はその都度行うものとする。

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める「北海道スポーツ協会表彰取扱要領」による。

附 則

この規程は、昭和57年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年1月11日から施行する。

附 則（平成12年12月22日一部改正）

この規程は、平成12年12月22日から施行する。

附 則（平成16年6月3日一部改正）

この規程は、平成16年6月11日から施行する。

附 則（平成18年6月22日一部改正）

この規程は、平成18年6月22日から施行する。

附 則（平成20年6月25日一部改正）

この規程は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。

附 則（平成24年3月22日改正）

この規程は、公益財団法人北海道体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則（平成31年1月9日改正）

この規程は、平成31年1月9日から施行する。

附 則（平成31年9月5日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月5日改正）

この規程は、令和5年1月5日から施行する。

公益財団法人北海道スポーツ協会 表彰取扱要領

(昭和57年3月30日理事会決定)
(昭和60年12月4日一部改正)
(平成2年1月11日一部改正)
(平成8年11月27日一部改正)
(平成9年11月20日一部改正)
(平成12年12月22日一部改正)
(平成16年6月3日一部改正)
(平成18年6月22日一部改正)
(平成20年6月25日一部改正)
(平成22年4月27日一部改正)
(平成24年3月22日 改正)
(平成31年1月9日一部改正)
(平成31年4月1日一部改正)
(令和5年1月5日一部改正)

第1条 この要領は、公益財団法人北海道スポーツ協会（以下「本会」という）表彰規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、規程に係る必要事項について定める。

第2条 規程に定める第2条、第3条、第4条及び第5条に規定する表彰(以下「表彰」という。)は次の各号のいずれかに該当する個人、又は団体を対象とする。

- (1) 表彰の対象となる事由が発生した時点において、北海道に在住する個人、又は活動拠点を置く団体。
- (2) 表彰の対象となる事由が発生した時点において、北海道に非在住の個人について会長又は加盟団体から推薦された場合は、北海道との関係を確認のうえ表彰することができる。

第3条 規程及びこの要領において、国際的大会・全国的大会とは次の各号に定める大会をいう。

- (1) 国際的大会は世界選手権大会、アジア大会、ユニバーシアード、又はこれに準ずる大会。
- (2) 全国的大会は国民体育大会、全日本選手権大会、全日本学生選手権大会、全国高校総合体育大会、全国中学校競技大会、又はこれに準ずる大会。

第4条 規程第2条に規定する表彰は各号の事績ごとに1回とする。ただし、次の各号に該当する場合及び規程第4条、第5条に規定する表彰に該当する場合は、複数回表彰することができる。

- (1) 国際的大会において、3位以内に入賞した場合。
- (2) スポーツ競技大会において、日本記録を更新した場合。
- (3) 国民体育大会少年の部、成年の部において、それぞれ1回。
- (4) 団体の場合。
- (5) 前各号のほか、会長が特に認めた場合。

第5条 規程第2条第1号に該当するものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本会及び本会加盟後5年以上の団体で、団体の規約上に明記されている役員として、推薦年度末において通算20年以上の経験を有し60歳以上の者。ただし、同一年度の推薦人員は各加盟団体ごと1名以内とする。
- (2) 本会加盟後30年以上本道スポーツの普及振興に寄与した団体。

第6条 規程第2条第2号に該当するものは、本道スポーツの指導者（監督・コーチ）で原則として3年以上競技力の向上につとめ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) オリンピックまたは国際的大会において、3位以内の成績を収めた選手、又はチームの指導育成に寄与した者。
- (2) 全国的大会において、3回以上3位以内入賞の成績を収めた選手、又はチームの指導育成に寄与した者。

第7条 規程第2条第3号に該当するものは、各年度の4月から3月までの1年間において、いずれかに該当するものとする。

- (1) 国際的大会において、3位以内に入賞した者、又は団体。
- (2) 全国的大会において、優勝した者、又は団体。
- (3) スポーツ競技大会において、日本記録を更新した者、又は団体。

第8条 規程第2条第4号に該当するものは、北海道スポーツ少年団の表彰を受けた者、又は団体で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ少年団の登録指導者及び市町村スポーツ少年団、管内スポーツ少年団協議会、北海道スポーツ少年団の役職者として、推薦年度末において通算20年以上の経験を有し60歳以上の者。ただし同年度の推薦人員は、各市町村スポーツ少年団ごと1名以内とする。
- (2) スポーツ少年団として顕著な活動を続け、その実績が高く評価され、推薦年度末において20年以上の団体。
- (3) スポーツ少年団の普及育成に特に寄与し、その功績による貢献度が、全道的視野から高く評価され、推薦年度において20年以上にわたる者、又は団体。

第9条 規程第2条第5号に該当するものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国民体育大会に10回以上選手として出場したもの
- (2) 全国的大会において、3位以内に入賞した個人、又は団体で特に北海道のスポーツの普及振興に寄与したもの
- (3) スポーツの分野において、全国的に前例のない功績・偉業を達成したもの

第10条 規程第5条第4号に該当するものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本道出身で道民のスポーツ振興に特に寄与したものと認められるもの。
- (2) 本道以外の出身で複数年にわたり本道を活動拠点とした実績があり、本道のスポーツ振興に特に寄与したものと認められるもの。

第11条 規程第6条の団体からの推薦は、別添推薦書により次のとおり行うものとする。

- (1) 加盟地方団体にあつては、推薦書を所管の地方体育・スポーツ協会連絡協議会に提出するものとする。なお、スポーツ少年団にかかる推薦の場合は、当該市町村スポーツ少年団の意見を聴するものとする。

地方体育・スポーツ協会連絡協議会にあつては、管内の加盟地方団体からの推薦書をまとめ、本会に提出するものとする。

なお、スポーツ少年団にかかる推薦の場合は、当該管内スポーツ少年団協議会の意見を聴するものとする。

- (2) 加盟競技団体、加盟学校体育団体にあつては、それぞれにおいて推薦書を作成し、本会に提出するものとする。

第12条 表彰は、原則として毎年度末までに推薦を受け、翌年度の定例評議員会開催日に表彰式を行う。